平成２７年（フ）第９号
長崎県大村市小路口町315番地８、前住所長崎県大村市久原１丁目３番地19
破産者　永田　浩美
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
鹿児島県鹿児島市坂元町1003番地
破産者　小村　　真
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４０４号
仙台市青葉区三条町５番９号
破産者　小畑美穂子
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２１３号
宮城県多賀城市高橋２丁目４―18　ロイヤルビレッジＣ―101、住民票上の住所宮城県名取市手倉田字八幡608番地　プレミスト名取駅前606号
破産者　阿部　悠也
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５１６号
北九州市八幡西区幸神３丁目２番13―202号（メモリアルコーポ幸神）
破産者　池間　恵子
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４７号
大分県日田市大字有田341番地63
破産者　石原　　勉
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第６７４号
札幌市北区太平10条４丁目10番12号
破産者　高野　宣保
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７５号
札幌市北区太平10条４丁目10番12号
破産者　高野美枝子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１号
岩手県下閉伊郡山田町船越第５地割12番地６
破産者　芳賀　泰彦
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第２５号
秋田県能代市二ツ井町種字外面182番地１
破産者　畑山　直樹
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２８号
秋田県能代市元町５番４号
破産者　浅野　勝美
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１２号
山形県西置賜郡白鷹町大字下山403番地の１、開始決定時の住所山形県東置賜郡川西町大字上小松2820番地17
破産者　粟野　　修
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第４２号
富山市布瀬町南２丁目４番地１　県営住宅２棟301号　松下方、前住所富山市新根塚町３丁目１番地１
破産者　ドーゼこと　西川　忠好
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９号
富山県射水市八塚23番地44
破産者　津田　陽一
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第４９８号
愛知県海部郡蟹江町今西１丁目70番地　アネックス蟹江202号
破産者　長尾　慶一
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９３０号
愛知県清須市助七東山中51番地２、開始決定時の住所愛知県清須市阿原神門153番地１ヒズハウスⅢ215
破産者　足立　哲男
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９３１号
愛知県清須市助七東山中51番地２、開始決定時の住所愛知県清須市阿原神門153番地１ヒズハウスⅢ215
破産者　足立　美和
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７１５号
愛知県海部郡蟹江町源氏１丁目69番地　ラ・シオン源氏401号、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町源氏１丁目69番地
破産者　山田　邦博
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部